

改正

平成11年2月公安委員会規則第2号
平成11年10月公安委員会規則第6号
平成12年5月公安委員会規則第5号
平成12年9月公安委員会規則第8号
平成13年2月公安委員会規則第1号
平成13年3月公安委員会規則第7号
平成13年5月公安委員会規則第9号
平成13年9月公安委員会規則第13号
平成14年5月公安委員会規則第8号
平成15年1月公安委員会規則第1号
平成16年3月公安委員会規則第3号
平成17年3月公安委員会規則第4号
平成18年1月公安委員会規則第1号
平成18年3月公安委員会規則第4号
平成18年3月公安委員会規則第8号
平成18年5月公安委員会規則第12号
平成19年3月公安委員会規則第2号
平成19年5月公安委員会規則第6号
平成19年5月公安委員会規則第9号
平成19年9月公安委員会規則第15号
平成20年11月公安委員会規則第6号
平成20年12月公安委員会規則第8号
平成21年3月公安委員会規則第3号
平成21年5月公安委員会規則第7号
平成21年6月公安委員会規則第11号
平成21年7月公安委員会規則第15号
平成22年3月公安委員会規則第1号
平成24年3月公安委員会規則第2号
平成24年7月公安委員会規則第5号
平成25年3月公安委員会規則第1号
平成25年6月公安委員会規則第5号
平成25年8月公安委員会規則第7号
平成26年3月公安委員会規則第5号
平成26年5月公安委員会規則第6号
平成27年5月公安委員会規則第4号
平成27年8月公安委員会規則第5号
平成28年4月公安委員会規則第4号
平成29年3月公安委員会規則第2号
平成29年3月公安委員会規則第4号
平成29年9月公安委員会規則第9号
平成30年3月公安委員会規則第4号
平成31年3月公安委員会規則第2号
平成31年4月公安委員会規則第6号
令和元年6月公安委員会規則第1号
令和元年7月公安委員会規則第4号
令和元年11月公安委員会規則第7号

令和2年3月11日公安委員会規則第3号
令和2年11月30日公安委員会規則第9号
令和3年3月31日公安委員会規則第6号
令和4年3月30日公安委員会規則第4号
令和4年10月24日公安委員会規則第13号
令和5年3月31日公安委員会規則第5号
令和5年6月12日公安委員会規則第7号
令和6年3月25日公安委員会規則第5号
令和6年6月24日公安委員会規則第11号
令和6年10月25日公安委員会規則第12号
令和7年3月7日公安委員会規則第3号
令和7年3月26日公安委員会規則第7号
令和7年5月30日公安委員会規則第10号
令和7年6月30日公安委員会規則第11号
令和7年12月1日公安委員会規則第14号

青森県道路交通規則をここに公布する。

青森県道路交通規則

青森県道路交通規則（昭和35年12月青森県公安委員会規則第12号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 車両の交通方法（第8条—第12条）
- 第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等（第13条—第15条）
- 第4章 運転者の遵守事項（第16条）
- 第5章 安全運転管理者等（第17条—第21条）
- 第6章 道路の使用等（第22条—第23条の2）
- 第7章 運転免許等（第24条—第28条）
- 第8章 自動車教習所（第29条・第30条）
- 第9章 講習（第31条—第42条の3）
- 第10章 確認事務の委託等（第43条—第50条）
- 第11章 雑則（第51条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）に基づき、青森県における道路交通に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会にする申請等の経由先）

第2条 法、令、施行規則及びこの規則の規定により、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する申請、届出及び申出に関する書類は、別に定める場合を除き、当該申請、届出等をする者の住所地を管轄する警察署長を経由するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第2章の2の規定により公安委員会に提出する届出に関する書類は、法第2条第11号の5に規定する遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長を経由するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第45条の2第4項の規定により公安委員会に提出する高齢運転者等標章の返納に関する書類は、当該届出をする者の住所地を管轄する警察署以外の警察署長を経由することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、法第4章の3の規定による公安委員会に対する申請及び届出に関する書類は、法第2条第17号の2に規定する特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長を経由するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、法第6章及び第6章の2並びにこの規則第7章から第9章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申出に関する書類は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる申請、届出及び申出に関する書類は、当該各号に掲げる警察署長を経由することができる。

(1) 次の表の上欄に掲げる申請、届出及び申出の種類に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長

申請、届出及び申出の種類	警察署長	
法第94条第1項(法第95条の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による運転免許証(以下この表において「免許証」という。)の記載事項の変更届出	全警察署長	
法第95条の2第4項の規定による免許証の返納届出		
法第104条の4第1項の規定による運転免許(以下この表において「免許」という。)の取消しの申請(受けている免許の全部の取消しを申請し、かつ、他の種類の免許を受けたい旨の申出をしない場合に限るものとし、免許情報記録個人番号カード(その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。)を保有する者からの申請を除く。)		
法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付申請(同時に運転経歴情報の記録申請又は抹消届出をする場合を除く。)		
法第106条の3第1項の規定による運転免許証の返納届出(同時に免許情報記録の抹消届出をする場合を除く。)		
施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出		
施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の返納届出(同時に運転経歴情報の記録申請又は抹消届出をする場合を除く。)		
施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所等の変更届出		
法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付申請		むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長
法第91条の2第1項の規定による免許の条件付与又は変更の申請		むつ警察署長及び八戸警察署長
法第94条第2項の規定による免許証の再交付申請		
法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録申請		
法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消届出		
法第95条の2第11項の規定による免許証の交付申請		
法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出		
法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報		

の記録申請	
法第106条の3第1項の規定による免許証の返納届出	
施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請	
施行規則第30条の12第1項及び第2項の規定による運転経歴証明書の返納届出	
施行規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消届出	
第27条の規定による免許の条件の解除又は変更の申請(適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。)	
法第91条の2第1項の規定による免許の条件付与又は変更の申請(免許情報記録個人番号カードを保有する者を除く。)	五所川原警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長
法第94条第2項の規定による免許証の再交付申請(同時に特定免許情報の記録申請又は免許情報記録の抹消届出をする場合を除く。)	
法第104条の4第1項の規定による免許の取消し申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出(免許情報記録個人番号カードを保有する者を除く。)	
施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請(同時に運転経歴情報の記録申請又は運転経歴情報記録の抹消届出をする場合を除く。)	
第27条の規定による免許の条件の解除又は変更の申請(免許情報記録個人番号カードを保有する者を除き、適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。)	

(2) 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新の申請は、次の表の上欄に掲げる運転者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長

運転者の区分	警察署長
法第95条の6第1項備考1の口、1のハ又は1の2に定める者	むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長(免許情報記録個人番号カードを取り扱う場合は、むつ警察署長及び八戸警察署長に限る。)
法第108条の2第1項第12号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者	
令第37条の6第2号に該当する者	

(3) この規則第39条第2項第1号の規定による特定失効者講習又は同項第2号の規定による特定取消処分者講習受講の申請は、むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長(免許情報記録個人番号カードを取り扱う場合は、むつ警察署及び八戸警察署に限る。)

6 第1項の規定にかかわらず、この規則第10章の規定により公安委員会に提出する申請及び申込みに関する書類は、青森県警察本部交通部交通指導課長を経由するものとする。

(交通規制の効力)

第3条 法第4条第1項前段の規定により公安委員会が行う交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)にあってはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項に規定する交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止したときに、道路標識等にあってはこれを撤去し、又は被覆したときに消滅するものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第4条 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両

イ 緊急自動車

ロ 警衛列自動車及び警護列自動車

ハ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する災害応急対策に使用中の車両

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両

専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時以下の場合に限る。)

(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識に表示された車両の通行の禁止をいう。)の対象から除く車両(りからくに掲げる車両については、通行禁止除外指定車標章(別記様式第1号)を掲出しているものに限る。)

イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中(当該用務を終了し、車両の通行禁止の規制が行われている道路を通行することを含む。以下この号において同じ。)の車両

ロ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両

ハ 犯罪の捜査、交通指導取締りその他の警察活動のため使用中の車両

ニ 犯罪の捜査、交通指導取締りその他の警察活動のため使用中の車両に随伴する車両

ホ 急病人の搬送治療中のため使用中の車両

ヘ 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下同じ。)の規定による選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物の収集のため市町村(市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。)が使用中の車両

チ 道路の維持、修繕等のための作業に使用中の道路維持作業用自動車

リ 信号機、道路標識その他の交通安全施設の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両

ヌ 電気、ガス、水道、電話、鉄道の踏切等保安装置の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両

ル 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便物の集配又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電報の配達のため使用中の車両

ヲ 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師が緊急往診のため使用中の車両

ワ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

カ 報道機関による緊急取材のため使用中の車両

ヨ 裁判所法(昭和22年法律第59号)第62条第1項に規定する執行官が執行官法(昭和41年法律第111号)に基づく職務の執行のため使用中の車両

タ 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する犬の捕獲のため使用中の車両

レ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する臨検検査のため使用中の車両

ソ 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両

ツ 検察官、検察事務官及び刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第190条の規定により、司法警察職員として職務を行うべき者が犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行及び検証のため使用

中の車両

- ネ 総務省設置法（平成11年法律第91号）に規定する電波の監視若しくは電波の質の是正又は不法に開設された無線局若しくは不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
 - ナ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、国又は地方公共団体が感染症の発生の予防及びまん延の防止のため使用中の車両
 - ラ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する国又は地方公共団体による虐待を受けている児童の保護等のため使用中の車両
 - ム 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴税吏員が滞納処分のため使用中の車両
 - ウ 刑務所、少年院又は少年鑑別所が行う収容、護送業務のため使用中の車両
 - エ 更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察官が保護観察業務のため使用中の車両
 - ノ 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する登記官が土地建物実地調査のため使用中の車両
 - オ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
 - ク イからオに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両
- (4) 駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両
- イ 前号に規定する車両。ただし、同号りからクまでに規定する車両は、駐車禁止除外指定車標章（別記様式第2号）を掲出している車両に限る。
 - ロ 犯罪の捜査、交通指導取締りその他警察活動のため停止を求められている車両
 - ハ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記様式第2号。他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。）を掲出しているもの（（ホ）にあつては昼間（日の出時から日没時までの時間をいう。）に、（ヘ）にあつては青森県内に限る。）
 - (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者
 - (ロ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者
 - (ハ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3の1の(1)に定める重度の障害を有する者
 - (ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
 - (ホ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1003号）に規定する小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の9の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に限る。）
 - (ヘ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、公安委員会が移動が著しく困難であると認めるもの
- 二 法第51条の8第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため現に使用する車両で駐車禁止除外指定車標章（別記様式第2号）を掲出しているもの
- 2 前項第3号及び第4号に規定する標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（別記様式第3号）により公安委員会に申請するものとする。
 - 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類を添

付しなければならない。

- (1) 第1項第3号リからクまで、第4号イただし書及び同号2に規定する車両に係る標章
イ 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
ロ 当該車両に係る用務を疎明する書面
 - (2) 第1項第4号ハに規定する車両に係る標章
イ 標章の交付を受けようとする者が、同号ハの(イ)から(へ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
ロ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、第1項第3号リからクまで、第4号イのただし書及び同号2に規定する車両又は第1項第4号ハの(イ)から(へ)に掲げる者のいずれかに該当する者が使用すると認めるときは、標章を交付しなければならない。
- 5 第1項第3号リからクまで、第4号イのただし書及び同号2に規定する車両又は第1項第4号ハに掲げる車両に係る標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 6 駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書(別記様式第4号)により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、除外標章記載事項変更届(別記様式第4号の2)に記載事項の変更を証する書面を添えて、公安委員会に届け出て、標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- (警察署長に委任する交通規制)

第5条 法第5条第1項の規定による警察署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項に規定するものとする。

(高速道路交通警察隊長に行わせる事務)

第6条 法第114条の3の規定による法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び法第110条第1項に規定する国家公安委員会が指定する自動車専用道路に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

(警察官の信号に用いる灯火)

第7条 令第5条第1項に規定する警察官の灯火による信号に使用する灯火は、赤色又は橙色で、夜間100メートルの距離から確認することができるものとする。

第2章 車両の交通方法

(警察署長の通行許可)

第8条 令第6条第3号の規定による公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日常生活上欠かすことができない物品等を運搬するため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
- (2) 冠婚葬祭等社会習慣上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
- (3) 前2号のほか、業務上の必要により当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。

(警察署長の駐車許可)

第9条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号ロにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

ロ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

ロ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められるものであること。

イ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

ロ 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められるものであること。

イ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記様式第5号)を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出するものとする。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めたときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又はその全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)

(3) 当該申請に係る用務を疎明する書面

- 5 第3項において、用務の性質上、当該申請に係る場所が、青森県内の2以上の警察署の管轄区域に及ぶ場合は、申請書をいずれかの警察署長に提出することができる。
- 6 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。
- 7 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合は、駐車許可証（別記様式第5号）を交付しなければならない。ただし、第3項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。
- 8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。
- 9 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 10 第7項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第5号の2）により、当該許可証を交付した警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
- 11 第7項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、駐車許可証記載事項変更届（別記様式第5号の3）に記載事項の変更を証する書面を添えて当該許可証を交付した警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 12 警察署長は、第7項の規定による許可証の交付を受けた者が第6項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 13 第7項の規定による許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。
 - (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
 - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 駐車許可を取り消されたとき。

（高齢運転者等標章の返納手続）

第9条の2 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、高齢運転者等標章返納届（別記様式第5号の4）に高齢運転者等標章を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

（軽車両の道路にある場合の灯火）

第10条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

- (1) 灯火の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯（前方10メートル以上照射できる前照灯火にあっては、主光軸の地面における照射点が前方15メートルを超えないもの）
 - (2) 灯火の色が赤色又は橙色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯
- 2 前項ただし書の反射器材は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その

反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、赤色又は橙色であること。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第11条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載方法の制限は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乗車人員の制限

イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合

(ロ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合

(ハ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ニ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合

(ホ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(ヘ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

(ト) タンデム車（複数人の乗用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）のうち、2人乗り用としての構造を有するものに運転者以外の者1人を乗車させている場合

ロ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量制限

積載装置を備える自転車にあつては、30キログラム（運搬用自転車で積載装置を備えるものにあつては65キログラム）を、リヤカーを牽引する場合牽引されるリヤカーについては120キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限

積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ 積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの

ロ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ハ 高さ 2メートル（自転車にあつては1.5メートル、牛馬車にあつては3メートル）からその積載する場所の高さを減じたもの

(4) 積載方法の制限

積載物は、次に掲げる方法で積載しないこと。

イ 前後 積載装置から（自転車以外の軽車両にあつては乗車装置を含む。以下同じ。）、自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルを超えてはみ出すこと。

ロ 左右 積載装置から0.15メートルを超えてはみ出すこと。

(公安委員会が定める自動車の積載の高さの制限)

第11条の2 令第22条第3号ハの規定による公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を現に通行する自動車とし、公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(自動車以外の車両の牽引制限)

第12条 法第60条の規定による自動車以外の車両の牽引の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自動車以外の車両の運転者は、1台を超える車両を牽引してはならない。

(2) 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。

(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、

次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

イ 牽引する原動機付自転車と故障車を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によって確実につなぐこと。

ロ その故障車両を運転する資格のある者に、ハンドルその他の装置を操作させること。

ハ 牽引する車両と故障車との距離は、5メートルを超えないこと。

ニ 牽引中は、ロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方の白い布をつけること。

(4) 軽車両の運転者は、他の車両を牽引するときは、牽引する軽車両と牽引される車両相互を牽引装置又はロープ等によって確実につなぐなければならない。

第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

(指定の手続)

第13条 令第13条第1項の規定により緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第14条の2第2号の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記様式第6号）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請により緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定をしたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証（別記様式第7号）を申請者に交付するものとする。

(届出の手続)

第14条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出又は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記様式第6号）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証（別記様式第7号）を届出者に交付するものとする。

(指定証又は届出確認証の備付け等)

第15条 前2条の規定により緊急自動車若しくは道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証（以下この条において「指定証等」という。）の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けるものとする。

2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、記載事項変更届（別記様式第8号）により速やかに公安委員会に届け出て、指定証等に、変更に係る事項の記載を受けるものとする。

3 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等を亡失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書（別記様式第9号）により指定証等の再交付を受けることができる。

4 指定証等の交付を受けた者は、当該緊急自動車を緊急自動車として、及び当該道路維持作業用自動車を道路維持作業用務に使用しないこととなったときは、当該指定証等を速やかに公安委員会に返納するものとする。

第4章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第16条 法第71条第6号の規定により車両の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するものであること。

イ 駆動輪（他の車両を牽引するものにあつては、被牽引車の最後軸輪を含む。）の全タイヤに鎖その他のすべり止めの装置を取り付けること。

ロ 全車輪に、すべり止めの性能を有する雪路用タイヤを取り付けること。

(2) 二輪の自動車に他の者を乗車させて運転するときは、乗車装置に前向きにまたがらせること。

(3) 道路において、傘をさして自転車を運転しないこと。

(4) 道路において、ヘッドホン等を使用し大きな音量で音楽等を聞き、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。

(5) ぎよ者台の設備がない牛馬車又はブレーキ及び警音器がないか、若しくはこれらの機能が不完全な牛馬車に乗車して進行しないこと。

(6) 普通自動二輪車（原動機の大さが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による

許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。) (以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

- (7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線吸収し、若しくは反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

第5章 安全運転管理者等

(選任等の届出)

第17条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任及び解任の届出は、安全運転管理者等に関する届出書(別記様式第10号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し
- (2) 安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は第20条第2項の安全運転管理資格認定書の写し
- (3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの(自動車の運転の経験の期間を証明するものの添付が困難な者で現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証)、その者の自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は第20条第2項の安全運転管理資格認定書の写し
- (4) 現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

3 第1項の届出に係る安全運転管理者が、施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習(以下「教習」という。)を修了した者である場合は、第20条第2項の教習修了証明書の写しをその選任の届出書に添付しなければならない。

第18条 削除

(解任命令手続)

第19条 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、解任命令書(別記様式第13号)を交付して行うものとする。

(資格要件の教習及び管理能力の認定)

第20条 施行規則第9条の9第1項又は第2項の規定による公安委員会が行う教習又は自動車の運転の管理能力の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、教習・認定申請書(別記様式第14号)を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、教習修了証明書(別記様式第15号)又は安全運転管理資格認定書(別記様式第16号)を交付するものとする。

(安全運転管理者等講習)

第21条 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習を受けようとする者は、公安委員会に安全運転管理者等講習受講申請書(別記様式第17号)を提出するものとする。

2 公安委員会は、安全運転管理者等に対する講習を修了した者に対し、安全運転管理者等講習受講証明書(別記様式第17号の2)を交付するものとする。

第6章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第22条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 凍結するおそれがあるときに道路に水をまくこと。
- (2) 屋根雪をおろしたまま放置し、又は除雪若しくは雪を押し出す等の方法により著しく交通の妨害となるべき行為をすること。
- (3) 交通の頻繁な道路において、自転車の運転の練習をすること。
- (4) 進行中の自動車からみだりに物をつき出すこと。

- (5) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路につき出すこと。
 - (6) 交通の妨害となるような方法でみだりに道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
 - (7) 交通の頻繁な道路において、たき火をすること。
 - (8) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (許可を要する道路使用行為)

第23条 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法の規定により行うことができるものを除く。

- (1) 道路にねぶた、山車、みこし、踊台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路に人又は車両が多数集まるような方法でロケーション、撮影会、街頭録音会等を行い、又は演説、演芸、奏楽、映写等をなし、若しくは拡声器、ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、ちょうちん行列、パレード、集団行進（学生、生徒及び園児の遠足若しくは修学旅行又は冠婚葬祭を除く。）、その他の催し物をする事。
- (4) 道路において、消防、避難、救護等の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、ちょうちんその他これらに類するものを持ち、又は楽器を鳴らし、若しくは特異の装いをして広告又は宣伝すること（5人未満のものは除く。）。)
- (6) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 交通の頻繁な道路において、寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売すること。
- (9) 交通の頻繁な道路において、広告、宣伝等の印刷物、風船、旗等を散布し、又は通行する者にこれを交付すること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第23条の2 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は付近の見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書
- (3) その他参考書類

第7章 運転免許等

(試験場等)

第24条 施行規則第22条第1項に規定する免許試験は、青森市、むつ市、弘前市及び八戸市の試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所において行う。

2 施行規則第28条の2に規定する再試験は、青森市の試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所において行う。

(試験の順序)

第25条 試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、法第97条の2の規定により技能試験が免除される者については、この限りでない。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

(試験の停止等)

第26条 法第97条の3第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すものとする。

- (1) 受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者
- (2) 受験者相互又は第三者をして身替りに受験し、又はさせた者
- (3) 学科試験において盗み見等の行為をした者
- (4) その他不正の手段により試験係員を誤信させるような行為をした者

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その試験を停止するものとする。

- (1) 酒気を帯びて受験した者
- (2) 正当な理由がないのに試験係員の指示に従わず、著しく試験の執行に支障を与えた者
- 3 法第97条の3第2項に規定する合格決定の取り消しの通知は、運転免許試験合格の取消し通知書（別記様式第18号）によって行うものとする。
- 4 法第97条の3第3項の規定により公安委員会は、第1項の処分を受けた者に対し、1年の範囲内で試験を受けさせないものとする。
- 5 前項の規定により試験を受けさせないことを決定したときは、受験停止通知書（別記様式第19号）により、速やかにその者に通知するものとする。

（運転免許の条件の解除又は変更）

第27条 法第91条の規定により付された運転免許の条件（自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更の検査を受けようとする者は、運転免許条件解除・変更申請書（別記様式第20号）を提出し、公安委員会の行う適性検査を受けなければならない。

（認知機能検査受検申請書等）

第27条の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書（別記様式第20号の2）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、認知機能検査結果通知書（別記様式第20号の3又は別記様式第20号の4）を、受検者に交付するものとする。

（運転技能検査受検申請書等）

第27条の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（別記様式第20号の5）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第20号の6）を、受検者に交付するものとする。

（運転経歴証明書の申請等）

第27条の4 施行規則第30条の8第1項に規定する運転経歴証明書交付等申請書は別記様式第20号の7のとおりとする。

2 施行規則第30条の10第2項及び第30条の15第2項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項等変更届（別記様式第20号の8）とする。

3 施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第20号の9のとおりとする。

（申請用写真添付の省略）

第27条の5 施行規則第21条第6項、第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第30条の7第4項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、亡失、滅失、汚損若しくは破損により本人確認ができる運転免許証を提示できない場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

2 施行規則第30条の8第2項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者の運転免許が失効した場合及び申請による運転免許の取消しと異なる日に申請する場合は、この限りでない。

3 施行規則第30条の11第2項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができる運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。

（運転免許証等の返納手続）

第28条 法第106条の3第1項及び第2項の規定により運転免許証を返納する者は、運転免許証返納届（施行規則別記様式第17の3）に運転免許証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

2 施行規則第30条の12第1項及び第2項の規定により運転経歴証明書を返納する者は、運転経歴証明書返納届（別記様式第21号）に運転経歴証明書を添えて公安委員会に提出しなければならない。

3 施行規則第30条の16第1項及び第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受ける者は、公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、運転経歴情報抹消届（別記様式第21号の2）を提出しなければならない。

第8章 自動車教習所

（指定自動車教習所の指定等）

第29条 法第99条の規定による指定自動車教習所の指定等の運用基準については、別に定めるものとする。

第30条 削除

第9章 講習

（取消処分者講習）

第31条 法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第24号）を公安委員会（指定講習機関（法第108条の4第1項の指定講習機関をいう。以下同じ。）が行う講習にあっては、指定講習機関。以下次項、第38条及び第41条の2において同じ。）に提出するものとする。

2 公安委員会は、取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第25号）を交付するものとする。

（停止処分者講習）

第32条 法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 停止処分者講習を受けようとする者は、停止処分者講習受講申請書（別記様式第26号）を公安委員会に提出するものとする。

（大型車講習、中型車講習、準中型車講習又は普通車講習）

第33条 法第108条の2第1項第4号の規定による大型車講習、中型車講習、準中型車講習又は普通車講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 大型車講習を受けようとする者 大型車講習受講申請書（別記様式第27号）
- (2) 中型車講習を受けようとする者 中型車講習受講申請書（別記様式第27号の2）
- (3) 準中型車講習を受けようとする者 準中型車講習受講申請書（別記様式第27号の3）
- (4) 普通車講習を受けようとする者 普通車講習受講申請書（別記様式第27号の4）

（大型二輪車講習又は普通二輪車講習）

第34条 法第108条の2第1項第5号の規定による大型二輪車講習又は普通二輪車講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 大型二輪車講習を受けようとする者 大型二輪車講習受講申請書（別記様式第28号）
- (2) 普通二輪車講習を受けようとする者 普通二輪車講習受講申請書（別記様式第28号の2）

（原付講習）

第35条 法第108条の2第1項第6号の規定による原付講習を受けようとする者は、公安委員会に原付講習受講申請書（別記様式第29号）を提出するものとする。

（旅客車講習）

第36条 法第108条の2第1項第7号の規定による旅客車講習を受けようとする者は、公安委員会に旅客車講習受講申請書（別記様式第30号）を提出するものとする。

（応急救護処置講習）

第37条 法第108条の2第1項第8号の規定による応急救護処置講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 第一種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者 応急救護処置講習（一）受講申請書（別記様式第31号）
- (2) 第二種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者 応急救護処置講習（二）受講申請書（別記様式第31号の2）

（指定自動車教習所職員講習）

第37条の2 法第108条の2第1項第9号の規定による指定自動車教習所職員講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講申請書（別記様式第31号の3）を公安委員会に提出するものとする。

とする。

- 2 公安委員会は、指定自動車教習所職員講習を終了した者に対し、受講結果を記録した講習記録証明書（別記様式第31号の4）を交付するものとする。ただし、当該講習を終了した者が講習記録証明書の交付を既に受けているときは、当該証明書に受講結果を記録するものとする。

（初心運転者講習）

第38条 法第108条の2第1項第10号の規定による初心運転者講習を受けようとする者は、初心運転者講習受講申請書（別記様式第32号）を公安委員会に提出するものとする。

- 2 公安委員会は、初心運転者講習を終了した者に対し、初心運転者講習終了証書（別記様式第33号）を交付するものとする。

（更新時講習等）

第39条 法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 特定失効者講習又は特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

（1）特定失効者講習を受けようとする者 特定失効者講習受講申請書（別記様式第34号）

（2）特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書（別記様式第34号の2）

（高齢者講習又は免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習）

第40条 法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習又は法第89条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

（1）高齢者講習を受けようとする者 高齢者講習受講申請書（別記様式第35号）

（2）法第89条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者講習を受けようとする者 特定失効者講習受講申請書（別記様式第34号）

（3）法第89条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書（別記様式第34号の2）

（違反者講習）

第41条 法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習を受けようとする者は、違反者講習受講申請書（別記様式第36号）を公安委員会に提出するものとする。

（若年運転者講習）

第41条の2 法第108条の2第1項第14号の規定による若年運転者講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申請書（別記様式第36号の2）を公安委員会に提出するものとする。

- 2 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第36号の3）を交付するものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習）

第41条の3 法第108条の2第1項第15号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第36号の4）を交付するものとする。

（自転車運転者講習）

第41条の4 法第108条の2第1項第16号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第36号の5）を交付するものとする。

（特定任意講習）

第42条 法第108条の2第2項の規定による特定任意講習を受けようとする者は、特定任意講習受講申請書（別記様式第37号）を公安委員会に提出するものとする。

（特定任意高齢者講習）

第42条の2 法第108条の2第2項の規定による特定任意高齢者講習を受けようとする者は、公安委員

会に特定任意高齢者講習受講申請書（別記様式第37号の2）を提出するものとする。

（指定講習機関指定申請書等）

第42条の3 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）に規定する申請、届出等に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定講習機関に関する規則第2条第1項の申請書 指定講習機関指定申請書（別記様式第38号）
- (2) 指定講習機関に関する規則第4条第1項又は第3項の届出 公示事項等変更届（別記様式第39号）
- (3) 指定講習機関に関する規則第9条第1項の申請書 講習業務規程認可申請書（別記様式第40号）
- (4) 指定講習機関に関する規則第9条第2項の申請書 講習業務規程変更認可申請書（別記様式第41号）
- (5) 指定講習機関に関する規則第14条第1項の申請書 講習の休廃止の許可申請書（別記様式第42号）

第10章 確認事務の委託等

（登録又は登録の更新の申請）

第43条 法第51条の8第1項の規定による登録又は同条第6項の規定による登録の更新を受けようとする法人は、登録（更新）申請書（別記様式第43号）を公安委員会に提出しなければならない。

（登録又は登録の更新の結果通知）

第44条 公安委員会は、前条の申請をした法人に対して、登録又は登録の更新をしたときは登録（更新）通知書（別記様式第44号）により、登録又は登録の更新をしないときは登録（更新）申請に関する通知書（別記様式第45号）により通知するものとする。

（登録の取消し）

第45条 法第51条の10の規定による取消しは、登録取消処分通知書（別記様式第46号）により行うものとする。

（駐車監視員資格者講習）

第46条 法第51条の13第1項第1号イの規定による講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書（別記様式第47号）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者認定）

第47条 法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者は、駐車監視員資格者認定申請書（別記様式第48号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の認定を受けようとする者に対し、認定審査を実施するものとする。

（駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付）

第48条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）第9条第2項による駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付又は同規則第10条第5項の規定による認定書の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記様式第49号）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証）

第49条 法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第50号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 法第51条の13第2項の規定により、資格者証の返納を命ずるときは、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第51号）により行うものとする。

（資格者証の書換え交付及び再交付）

第50条 委託に関する規則第13条第1項の規定による資格者証の書換え交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記様式第52号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 委託に関する規則第13条第2項の規定による資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記様式第53号）を公安委員会に提出しなければならない。

第11章 雑則

（地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域）

第51条 法第108条の30第1項の規定により地域交通安全活動推進委員が地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年青森県条例第45号）に規定する警察署の管轄区域とする。

（運転免許取得者等教育認定申請書等）

第52条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第5条の申請書 運転免許取得者等教育認定申請書（別記様式第54号）

（2） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項又は第3項の届出 公示事項等変更届（別記様式第55号）

（運転免許取得者等検査認定申請書等）

第52条の2 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第6条の申請書 運転免許取得者等検査認定申請書（別記様式第56号）

（2） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項又は第3項の届出 公示事項等変更届（別記様式第57号）

（警察本部長への委任）

第53条 この規則の施行に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の青森県道路交通規則の規定により公安委員会に対してなされている申請その他の手続きは、この規則による改正後の青森県道路交通規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「青森県三戸郡南郷村」を「青森県八戸市」に改める部分は同年3月31日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

（確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則の廃止）

2 確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則（平成17年9年青森県公安委員会規則第13号）は廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に、確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則の規定によりした処分、手続、その他の行為は、この規則中の相当する規定によりした処分、手続、その他の行為とみなす。

附 則（平成19年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第1項第3号に規定する通行禁止除外指定車標章、同項第4号及び第5号に規定する駐車禁止除外指定車標章及び改正前の規則第9条に規定する駐車許可証並びに次項の規定により交付された通行禁止除外指定車標章、駐車禁止除外指定車標章及び駐車許可証は、当該標章又は許可証の有効期間又は許可期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行前にされた改正前の規則第4条第1項第3号に規定する通行禁止除外指定車標章及び同項第4号及び第5号に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付申請並びに改正前の規則第9条に規定する駐車許可申請に係る処分については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、附則第2項の規定による駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者のうち、改正前の規則第4条第1項第5号イ又はロに掲げる歩行困難な者（改正後の青森県道路交通規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項第5号イの（イ）及び（ハ）に掲げる者を除く。）が、新たに駐車禁止除外指定車標章の交付申請をする場合は、それぞれ、改正後の規則第4条第1項第5号イの（ヘ）又は（ハ）に掲げる移動が著しく困難である者又は重度の障害を有する者がする駐車禁止除外指定車標章の交付申請とみなす。
- 5 附則第2項に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者のうち、改正後の規則第4条第1項第5号イの（イ）から（ホ）に掲げる者以外の者に交付された駐車禁止除外指定車標章及び前項の規定により移動が著しく困難である者又は重度の障害を有する者とみなされた者がする駐車禁止除外指定車標章交付申請により交付された駐車禁止除外指定車標章の効力が及ぶ範囲は青森県内とする。

附 則（平成19年公安委員会規則第9号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第11号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第15号）

この規則は、平成21年10月4日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第5号）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第17号による用紙で現に存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成25年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第1条中青森県道路交通規則第2条、第24条、第27条の4及び別記様式第20号の7の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第6号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第4号）

この規則は平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第5号）

この規則は平成27年8月7日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第10号の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第20号の6及び別記様式第20号の8による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第4号）

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第11条、第16条、第17条、第20条、第24条、別記様式第10号から別記様式第12号まで、別記様式第17号、別記様式第44号から別記様式第46号まで及び別記様式第51号の改正規定 公布の日

（2）第2条、別記様式第20号の6及び別記様式第20号の8の改正規定 令和元年12月1日

（3）別記様式第43号、別記様式第47号及び別記様式第50号の改正規定 令和元年12月14日

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第10号、別記様式第17号、別記様式第20号の6、別記様式第20号の8、別記様式第44号から別記様式第46号まで及び別記様式第51号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年3月11日公安委員会規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条の4の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月30日公安委員会規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則第4条第1項第4号に規定する駐停車・駐車禁止除外指定車標章及び同項第5号に規定する駐車禁止除外指定車標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第2号、別記様式第2号の2及び別記様式第10号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日公安委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則に定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日公安委員会規則第4号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第2条第3項第1号(法第91条の2第1項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請の改正規定を除く。)及び別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月24日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日公安委員会規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月12日公安委員会規則第7号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第1条中青森県道路交通規則第4条第1項第3号の改正規定(「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める部分に限る。)及び同規則第12条第3号の改正規定(「自転車」を「自動車」に改める部分に限る。)並びに第2条の改正規定(別表第1及び別表第2中原付講習の項の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日公安委員会規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月24日公安委員会規則第11号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月25日公安委員会規則第12号)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月7日公安委員会規則第3号)

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日公安委員会規則第7号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月30日公安委員会規則第10号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日公安委員会規則第11号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年12月1日公安委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第4条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項目
聴覚障害		2級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項目
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項目
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項目
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	—
	移動機能	1級から2級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項目

別表第2(第11条の2関係)

路線名	区間
東北縦貫自動車道弘前線	青森県平川市碓ヶ関諏訪平 秋田県境から 青森県青森市大字岩渡字熊沢 青森ICまで
東北縦貫自動車道八戸線	青森県青森市大字諏訪沢 青森東ICから 青森県青森市大字岩渡字熊沢 青森JCTまで 青森県八戸市 岩手県境から 青森県八戸市大字市川町字和野前山 八戸北ICまで
一般国道4号	青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原 岩手県境から 青森県青森市長島2丁目10番2号まで

一般国道7号	青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山 秋田県境から 青森県青森市長島2丁目10番2号まで 青森県青森市大字新城字山田295番地1から 青森県青森市大字平新田字森越5番地5まで
一般国道45号	青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭1番地36から 青森県上北郡おいらせ町向山63番地69まで 青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から 青森県十和田市大字三本木字野崎40番地45まで 青森県三戸郡階上町大字道仏字柄貝 岩手県境から 青森県八戸市大字櫛引字長平6番地2まで 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地723から 青森県上北郡七戸町字後平150番地238まで
一般国道101号	青森県青森市浪岡大字徳才子字山本105番地59から 青森県つがる市柏稲盛岡本97番地1まで 青森県つがる市柏稲盛幾世177番地から 青森県西津軽郡繻ヶ沢町大字北浮田町字平野163番地4まで 青森県つがる市木造越水長谷川162番地4から 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字箕 秋田県境まで
一般国道102号	青森県十和田市稲生町12番44号から 青森県十和田市稲生町24番地32まで 青森県弘前市大字高田3丁目1番地1から 青森県黒石市大字浅瀬石字扇田99番地まで
一般国道103号	青森県青森市橋本2丁目1番1号から 青森県青森市大字八ツ役字矢作71番地1まで 青森県青森市第二問屋町2丁目244番地1から 青森県青森市大字横内字桜峰122番地241まで
一般国道104号	青森県八戸市大字長苗代2丁目26番9号から 青森県三戸郡南部町大字剣吉字堤ノ上8番地1まで
一般国道279号	青森県下北郡大間町大字大間字細間19番地から 青森県上北郡野辺地町字松ノ木平26番地17まで 青森県上北郡横浜町字吹越54番地4から 青森県上北郡東北町字湯田平112番地1まで
一般国道280号	青森県青森市篠田2丁目11番3号から 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別20番地1まで 青森県青森市大字新城字平岡397番地5から 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢5番地2まで
一般国道282号	青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林28林班から 青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林32林班まで
一般国道338号	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字上尾駁22番地162から 青森県上北郡おいらせ町苗振谷地26番地6まで 青森県むつ市旭町1番15号から 青森県上上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下29番地243まで 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸上道23番地9から 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井37番地まで 青森県むつ市川内町砂浜8番地1から 青森県むつ市大平町36番1号まで
一般国道339号	青森県五所川原市字下平井町42番地2から 青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引101番地1まで

一般国道340号	青森県八戸市南郷大字島守字力石 岩手県境から 青森県八戸市大字新荒町41番地 2 まで
一般国道454号	青森県八戸市大字長苗代字内舟渡102番地 7 から 青森県八戸市大字長苗代字化石52番地 3 まで
県道弘前岳鱒ヶ沢線	青森県弘前市大字代官町97番地 1 から 青森県弘前市大字和徳町95番地 1 まで 青森県弘前市大字駒越町80番地から 青森県弘前市大字賀田 1 丁目 6 番地 5 まで
県道むつ尻屋崎線	青森県むつ市上川町237番地 1 から 青森県下北郡東通村大字尻屋字村中34番地まで
県道八戸野辺地線	青森県上北郡おいらせ町高田57番地 1 から 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地187まで 青森県八戸市大字河原木字苧田 4 番地 2 から 青森県八戸市大字市川町字藁田柳85番地 1 まで
県道三沢十和田線	青森県三沢市四丁目 2 丁目 145番381号から 青森県三沢市中央町 3 丁目 10番17号まで 青森県三沢市大町 2 丁目 13番25号から 青森県十和田市元町東 1 丁目 5 番 1 号まで 青森県三沢市大町 3 丁目 11番32号から 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢91番地255まで 青森県十和田市元町西 2 丁目 1 番 1 号から 青森県十和田市大字洞内字後野330番地 6 まで
県道鱒ヶ沢蟹田線	青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引101番地 1 から 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺50番地まで
県道大鰐浪岡線	青森県黒石市大字中川字篠村21番地 2 から 青森県青森市浪岡大字浪岡字若松39番地まで
県道今別蟹田線	青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引101番地 1 から 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺50番地まで
県道橋向五戸線	青森県八戸市大字市川町字菅谷地90番地から 青森県八戸市大字市川町字市川39番地 5 まで
県道今別蟹田線	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺50番地から 青森県東津軽郡今別町大字今別字中沢164番地 1 まで
県道青森停車場線	青森県青森市本町 1 丁目 1 番 1 号から 青森県青森市大字荒川字藤戸134番地10
県道青森港線	青森県青森市本町 3 丁目 2 番 1 号から 青森県青森市本町 2 丁目 4 番 9 号まで
県道八戸百石線	青森県八戸市長苗代 1 丁目 162番 7 号から 青森県上北郡おいらせ町一川目 2 丁目 99番まで
県道青森五所川原線	青森県五所川原市大字太刀打字早蕨98番地 2 から 青森県五所川原市大字太刀打字馬繫23番地 4 まで
県道青森浪岡線	青森県青森市第二問屋町 2 丁目 4 番15号から 青森県青森市第二問屋町 4 丁目 10番26号まで 青森県青森市大字荒川字柴田160番地 3 から 青森県青森市浪岡大字杉沢字山元329番地 1 まで
県道八戸環状線	青森県八戸市大字市川町字長七谷地 2 番地144から 青森県八戸市大字市川町字和野前山17番地804まで 青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢 1 番地69から 青森県八戸市大字根城字牛ヶ沢13番地まで

	青森県八戸市大字糠塚字大開11番地16から 青森県八戸市大字中居林字道合25番地3まで
県道弘前環状線	青森県弘前市大字岩賀1丁目7番地1から 青森県弘前市大字津賀野字浅田831番地1まで 青森県弘前市大字堅田字神田380番地2から 青森県平川市新山松橋131番地7まで 青森県平川市日沼富田28番地5から 青森県平川市杉館松橋262番地まで
県道青森環状野内線	青森県青森市大字荒川字柴田126番地6から 青森県青森市大字新町野字菅谷74番地2まで
県道十和田三戸線	青森県十和田市元町東1丁目5番1号から 青森県十和田市稲生町10番32号まで
県道川内佐井線	青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井10番地から 青森県むつ市川内町砂浜5番地まで
県道青森東インター線	青森県青森市大字諏訪沢字松代149番地1から 青森県青森市大字三本木字川崎161番地4まで
県道荒川青森停車場線	青森県青森市大字荒川字柴田111番地3から 青森県青森市大字荒川字藤戸127番地4まで
県道清水川滝沢野内線	青森県青森市大字滝沢字下川原171番地1から 青森県青森市大字三本木字川崎158番地1まで
県道戸来十和田線	青森県十和田市大字藤島字上野月1番地4から 青森県十和田市穂並町1番1号まで
県道赤川下北停車場線	青森県むつ市大曲3丁目313番地から 青森県むつ市下北町5番1号まで
県道尾駁有戸停車場線	青森県上北郡野辺地町字向田303番地1から 青森県上北郡野辺地町字向田338番地まで 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢2番地59から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字弥栄平281番地1まで
県道後平青森線	青森県上北郡七戸町字後平738番地2から 青森県上北郡七戸町字志茂川原320番地1まで
県道妙売市線	青森県八戸市根城1丁目1番7号から 青森県八戸市大字売市字売市84番地まで
県道後平馬屋尻線	青森県上北郡七戸町字志茂川原320番地1から 青森県青森市大字滝沢字下川原171番地1まで
県道石川百田線	青森県弘前市大字和徳町95番地1から 青森県弘前市大字百田字岡本28番地1まで
県道下北停車場線	青森県むつ市下北町4番13号から 青森県むつ市中央2丁目6番13号まで
市道平和公園通り線	青森県青森市青柳1丁目2番1号から 青森県青森市堤2丁目1番1号まで
市道漁港大通り線	青森県青森市栄町2丁目3番4号から 青森県青森市栄町1丁目12番7号まで
市道花園幸畑線	青森県青森市花園2丁目1番1号から 青森県青森市大字駒込字桐ノ沢14番地17まで 青森県青森市南佃1丁目2番32号から 青森県青森市南佃1丁目4番10号まで
市道三内丸山38号線	青森県青森市大字三内字丸山393番地173から 青森県青森市大字三内字丸山393番地273まで

市道三内丸山41号線	青森県青森市大字三内字丸山393番地173から 青森県青森市大字三内字丸山393番地214まで
市道三内丸山43号線	青森県青森市大字三内字丸山393番地278から 青森県青森市大字三内字丸山349番地104まで
市道野木酸ヶ湯線	青森県青森市大字合子沢字松森372番地 1 から 青森県青森市大字野木字山口164番地39まで
市道流通団地線	青森県青森市大字野木字野尻37番地31から 青森県青森市大字野木字野尻37番地726まで
市道野木2号線	青森県青森市大字野木字野尻61番地 4 から 青森県青森市大字野木字野尻43番地 4 まで
市道野木3号線	青森県青森市大字野木字野尻37番地705から 青森県青森市大字野木字野尻37番地695まで
市道新町野野木線	青森県青森市大字新町野字菅谷71番地 3 から 青森県青森市大字合子沢字松森372番地 1 まで
市道卸売団地 1 号線	青森県青森市問屋町 2 丁目 16 番 8 号から 青森県青森市大字八ツ役字芦谷295番地 2 まで
市道卸売団地 6 号線	青森県青森市問屋町 2 丁目 15 番 22 号から 青森県青森市問屋町 2 丁目 16 番 11 号まで
市道田屋敷松森線	青森県青森市南佃 1 丁目 44 番 1 号から 青森県青森市南佃 2 丁目 1 番 1 号まで
市道松森八重田線	青森県青森市中佃 1 丁目 4 番 26 号から 青森県青森市中佃 1 丁目 23 番 11 号まで
市道松森佃118号線	青森県青森市南佃 1 丁目 3 番 16 号から 青森県青森市南佃 1 丁目 4 番 31 号まで
市道古館25号線	青森県青森市南佃 1 丁目 4 番 31 号から 青森県青森市大字古館字安田14番地 3 まで
市道沼館小田線	青森県八戸市高州 2 丁目 20 番 14 号から 青森県八戸市下長 3 丁目 19 番 9 号まで
市道前田小田線	青森県八戸市大字長苗代字前田28番地 5 から 青森県八戸市大字河原木字高館前 1 番地 1 まで
市道根城前田線	青森県八戸市大字根城字西ノ沢36番地22から 青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内29番地 2 まで
市道和野前山田ノ沢線	青森県八戸市大字市川町字和野前山17番地603から 青森県八戸市北インター工業団地 5 丁目 120 番地 先まで
市道八戸北インター工業団地 2 号線	青森県八戸市北インター工業団地 5 丁目 120 番地 先から 青森県八戸市北インター工業団地 5 丁目 101 番地 先まで
市道683号八戸貨物駅線	青森県八戸市卸センター 2 丁目 10 番 1 号から 青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地18番地 6 まで
市道代官町松ヶ枝線	青森県弘前市大字駅前 2 丁目 21 番地 5 から 青森県弘前市大字代官町97番地 1 まで
市道土手町俵元線	青森県弘前市大字駅前 2 丁目 1 番地 4 から 青森県弘前市大字駅前 2 丁目 21 番地 5 まで
市道高田苗生松線	青森県弘前市大字高田 5 丁目 7 番地 5 号から 青森県弘前市大字新里字東平岡 6 番地 まで
市道紺屋町駒越線	青森県弘前市大字紺屋町185番地から 青森県弘前市大字駒越町81番地 2 まで
市道岩木川右岸環状線	青森県弘前市大字向外瀬 4 丁目 16 番地 1 から 青森県弘前市大字紺屋町112番地 まで

市道神田石渡線	青森県弘前市大字神田3丁目2番地18から 青森県弘前市大字清野袋字川田36番地7まで
市道日沼富岳線	青森県平川市日沼富岳33番地1から 青森県平川市日沼富岳123番地2まで
市道伝法寺北線	青森県十和田市大字伝法寺字平窪78番地3から 青森県十和田市大字伝法寺字平窪78番地3まで
市道伝法寺藤島線	青森県十和田市大字伝法寺字平窪76番地4から 青森県十和田市大字藤島字妻ノ神1番地2まで
市道32号線	青森県三沢市幸町1丁目9番6号から 青森県三沢市幸町1丁目1番1号まで
市道46号線	青森県三沢市幸町1丁目1番1号から 青森県三沢市緑町3丁目2番3号まで
市道岡三沢下田線	青森県三沢市下久保3丁目1番地10号から 青森県三沢市大字三沢字堀口17番地36まで
市道一里小屋線	青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木98番地4から 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73番地21まで
市道大曲・赤川線	青森県むつ市南赤川町1番30号から 青森県むつ市大曲2丁目13番33号まで
町道雲雀線	青森県上北郡野辺地町字向田117番地3から 青森県上北郡野辺地町字向田117番地38まで
村道原々種農場弥栄平線	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上弥栄平484番地9から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平256番地2まで
臨港道路市川船溜線	青森県八戸市大字市川町字浜29番地5から 青森県八戸市大字市川町字浜2番地8まで
臨港道路白銀北沼線	青森県八戸市築港街1丁目1番地55から 青森県八戸市大字湊町字大沢42番地まで 青森県八戸市豊洲1番地22から 青森県八戸市豊洲2番地38まで 青森県八戸市大字河原木字海岸18番地5から 青森県八戸市大字河原木字北沼2番地1まで
臨港道路八太郎1号埠頭線	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番地から 青森県八戸市大字河原木字海岸10番地20まで
臨港道路八太郎1号埠頭1号線	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地1番地102から 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番地287まで
臨港道路八太郎1号埠頭2号線	青森県八戸市大字河原木字海岸4番地73から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎1号埠頭3号線	青森県八戸市大字河原木字海岸4番地73から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎1号埠頭4号線	青森県八戸市大字河原木字海岸9番地から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎1号埠頭5号線	青森県八戸市大字河原木字海岸10番地20から 青森県八戸市大字河原木字海岸16番地4まで
臨港道路八太郎1号埠頭6号線	青森県八戸市大字河原木字海岸9番地から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで

臨港道路八太郎 1 号埠頭 7 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸10番地20から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎 1 号埠頭 8 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸23番地 9 から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎 1 号埠頭 9 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸23番地 9 から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎 1 号埠頭10号線	青森県八戸市大字河原木字海岸10番地 3 から 青森県八戸市大字河原木字海岸10番地20まで
臨港道路八太郎 1 号埠頭11号線	青森県八戸市大字河原木字海岸10番地 3 から 青森県八戸市大字河原木字海岸23番地 9 まで
臨港道路八太郎 3 号埠頭線	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地 4 から 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番地431まで
臨港道路八太郎 3 号埠頭 1 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸18番地 5 から 青森県八戸市大字河原木字海岸18番地10まで
臨港道路八太郎 3 号埠頭 2 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地22から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎 3 号埠頭 3 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地20から 青森県八戸市大字河原木字海岸23番地まで
臨港道路浜名谷地線	青森県八戸市八太郎 6 丁目12番11号から 青森県八戸市八太郎 5 丁目20番35号まで
臨港道路沼館豊洲線	青森県八戸市沼館 3 丁目 7 番22号から 青森県八戸市豊洲 2 番地 6 まで
臨港道路河原木 2 号線	青森県八戸市大字河原木字海岸 4 番地44から 青森県八戸市豊洲 2 番地15まで
臨港道路河原木 3 号線	青森県八戸市豊洲 1 番地22から 青森県八戸市大字河原木字宇兵工河原10番地14まで
臨港道路河原木 4 号線	青森県八戸市豊洲 1 番地22から 青森県八戸市大字河原木字宇兵工河原10番地まで
臨港道路江陽線	青森県八戸市沼館 4 丁目 7 番93号から 青森県八戸市江陽 3 丁目 1 番25号まで
臨港道路白銀埠頭線	青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地22から 青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地14まで
臨港道路白銀 1 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 3 番地 6 から 青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地22まで
臨港道路白銀 2 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 3 番地54から 青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地22まで
臨港道路白銀 3 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地から 青森県八戸市築港街 2 丁目10番地まで
臨港道路白銀 4 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地 1 から 青森県八戸市築港街 2 丁目16番地 1 まで
臨港道路白銀 5 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地14から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町 6 番地 2 まで
臨港道路白銀 6 号線	青森県八戸市築港街 1 丁目 1 番地14から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町 6 番地 2 まで

臨港道路白銀7号線	青森県八戸市大字白銀町字昭和町16番地から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町16番地まで
臨港道路白銀西1号線	青森県八戸市築港街1丁目2番地10から 青森県八戸市築港街1丁目1番地1まで
臨港道路白銀西2号線	青森県八戸市白銀1丁目6番11号から 青森県八戸市築港街1丁目2番地11まで
臨港道路白銀東1号線	青森県八戸市築港街2丁目8番地1から 青森県八戸市築港街2丁目 八戸港（白銀地区）岸壁まで
臨港道路白銀東2号線	青森県八戸市築港街2丁目16番地から 青森県八戸市築港街2丁目 八戸港（白銀地区）岸壁まで
臨港道路白銀東3号線	青森県八戸市大字白銀町字昭和町1番地から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町6番地2まで
臨港道路白銀東4号線	青森県八戸市大字白銀町字昭和町16番地から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町 八戸港（白銀地区）岸壁まで
臨港道路白銀東5号線	青森県八戸市大字白銀町字昭和町5番地2から 青森県八戸市大字白銀町字昭和町9番地1まで
臨港道路八太郎4号埠頭線	青森県八戸市大字河原木字北沼2番地1から 青森県八戸市大字河原木字海岸 4号ふ頭まで
臨港道路八太郎4号埠頭1号線	青森県八戸市大字河原木字海岸 4号ふ頭から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎4号埠頭2号線	青森県八戸市大字河原木字海岸 4号ふ頭から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎2号埠頭北線	青森県八戸市大字河原木字海岸17番地13から 青森県八戸市大字河原木字海岸36番地9まで
臨港道路八太郎2号埠頭南線	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地4から 青森県八戸市大字河原木字海岸42番地まで
臨港道路八太郎2号埠頭1号線	青森県八戸市大字河原木字海岸17番地13から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎2号埠頭2号線	青森県八戸市大字河原木字海岸17番地13から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎2号埠頭3号線	青森県八戸市大字河原木字海岸36番地10から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎2号埠頭4号線	青森県八戸市大字河原木字海岸42番地から 青森県八戸市大字河原木字海岸 八戸港（八太郎地区）岸壁まで
臨港道路八太郎2号埠頭5号線	青森県八戸市大字河原木字海岸36番地16から 青森県八戸市大字河原木字海岸24番地4まで
臨港道路河原木2号埠頭線	青森県八戸市大字河原木字海岸20番地2から 青森県八戸市豊洲2番地15まで
臨港道路河原木2号埠頭1号線	青森県八戸市豊洲2番地15から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで
臨港道路河原木1号埠頭1号線	青森県八戸市豊洲3番地11から

	青森県八戸市豊洲 3 番地19まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 2 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地11から 青森県八戸市豊洲 3 番地24まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 3 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地 3 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 4 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地 3 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 5 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地17から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで 青森県八戸市豊洲 3 番地24から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 6 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地 6 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで 青森県八戸市豊洲 3 番地11から 青森県八戸市豊洲 八戸港（河原木地区）岸壁まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 7 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地19から 青森県八戸市豊洲 7 番地11まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 8 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地24から 青森県八戸市豊洲 3 番地10まで
臨港道路河原木 1 号埠頭 9 号線	青森県八戸市豊洲 3 番地16から 青森県八戸市豊洲 3 番地 8 まで
臨港道路河原木 1 号埠頭10号線	青森県八戸市豊洲 3 番地 3 から 青森県八戸市豊洲 3 番地19まで
臨港道路江陽 1 号線	青森県八戸市沼館 4 丁目 7 番122号から 青森県八戸市沼館 4 丁目 7 番108号まで

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

表

				番号
通行禁止除外指定車				
車両登録番号	使用者 ()			
除外する区域 又は道路の区間				
有効期限 発行日	年	月	日まで	
	年	月	日	
青森県公安委員会 印				

裏

使用目的 ()				
<u>注 意 事 項</u>				
1 この標章は、使用目的以外には使用しないこと。				
2 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 (自動二輪車、原動機付自転車にあつては、携帯すること。)				
3 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。				

注 1 色彩は、「通行禁止除外指定車」の文字を赤色、その他の文字を黒色、表の縁を黄色、裏の縁を黒色、地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第2号(第4条関係)

表

駐車禁止除外指定車	番 号	第	年	月	号
	発行日				日
使用中					
車両番号	号				
運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり					
有効期限	年	月	日	まで	
青森県公安委員会					印

裏

注意事項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
※ 次のような駐車はできません。	
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8第1項）	
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）	
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び第49条の3第3項）	
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）	
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。	
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
<input type="checkbox"/> 被交付者等	
住所	氏名

注 1 色彩は、緑及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第3号（第4条関係）

除外標章交付申請書

年 月 日

青森公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第4号（第4条関係）

除外標章再交付申請書

年 月 日

青森公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第4号の2（第4条関係）

除外標章記載事項変更届

年 月 日

青森公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第5号（第9条関係）

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

電話

番号標に表示
されている番号

許可を受けようと
する日時期間

許可を受けようと
する場所

許可を受けようと
する理由

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

注 1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号の2（第9条関係）

駐車許可証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第5号の3（第9条関係）

駐車許可証記載事項変更届

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第5号の4（第9条の2関係）

高齢運転者等標章返納届

年 月 日

青 森 公 安 委 員 会 殿

氏 名	
標 章 番 号	
返 納 の 理 由	<input type="checkbox"/> 該当事由がなくなったため <input type="checkbox"/> 亡失した標章を発見したため <input type="checkbox"/> その他 ()
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 別記様式第6号（第13条及び第14条関係）

緊急自動車指定申請書
道路維持作業用自動車届出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請(届出)者 住所 _____
氏名 _____
電話 ()

用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
検査予定日 (指定申請の場合に記入すること)	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第7号(第13条及び第14条関係)

番 号 _____

緊急自動車 指定証
道路維持作業用自動車 届出確認証

年 月 日

青森県公安委員会 印

用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
車両登録番号又は車両番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格B6縦長とする。
別記様式第8号（第15条関係）

緊急自動車指定証
道路維持作業用自動車届出確認証 記載事項変更届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 ()

指定証、届出確認証 の交付年月日及び 番号	交付年月日	年 月 日
	番 号	
用 途		
変 更 事 項	新	
	旧	
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第9号（第15条関係）

緊急自動車指定証 再交付申請書
 道路維持作業用自動車 届出確認証

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 ()

申請の理由		
指定証、届出確認証の交付年月日及び番号	交付年月日	年 月 日
	番 号	
自動車を使用している者の住所及び氏名		
届指出定に係る自動車	用 途	
	自動車の種類、車名及び形式	
	自動車登録番号又は車両番号	
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第10号（第17条関係）

解 任 命 令 書

号
年 月 日

住 所

殿

青森県公安委員会 印

安全運転
道路交通法第74条の3第6項の規定によりあなたが選任している
副安全運転

管理者
を、下記の理由により解任することを命じます。
管理者

解任する者の 氏 名 等	地 位 氏 名 年 月 日生 (歳)
理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第14号（第20条関係）

教 習 申 請 書
 認 定

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
 申請者 氏名

教習、認定を受けようとする者の氏名、 生年月日（年齢）	(ふりがな) _____ 年 月 日生（ 歳）
住 所	_____
所 在 地 勤務地 名 称	_____
現在の職務上の地位	_____
教習、認定を受けようとする者の運転管理又は運転経歴	1 自動車の運転管理に関する業務経歴 年 月 2 自動車の運転経歴 年 月 3 その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第15号（第20条関係）

号

年 月 日

教 習 修 了 証 明 書

氏 名

年 月 日生 (歳)

上記の者は、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転に関する教習を修了した者であることを証明する。

青 森 県 公 安 委 員 会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第16号（第20条関係）

号

安全運転管理資格認定書

氏 名

年 月 日生（ 歳）

上記の者は、道路交通法施行規則 第9条の9第1項第2号 に定める自動車の
第9条の9第2項第2号

安全運転管理者
運転の管理に関し、 と同等以上の能力を有する者であること
副安全運転管理者

を認定する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第17号（第21条関係）

※ 受 付	年 月 日	※ 通知書	
※ 開催地		番 号	
<p>安全運転管理者等講習受講申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 殿</p> <p>受講者氏名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等講習を受けたいので申請します。</p>			
勤務先の所在地			
勤務先の名称			
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
手 数 料 (県収入証紙)	ちょう付欄		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 鉛筆や消せるボールペンは使用しないこと。
 3 修正ペン、修正テープは使用しないこと。
 4 本申請書は、受講日当日に会場受付に提出すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第17号の2 (第21条関係)

安全運転管理者等講習受講証明書

事業所名

氏 名

上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等講習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

青森県公安委員会

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第18号（第26条関係）

運転免許試験合格の取消し通知書

年 月 日

住所

殿

青森県公安委員会 印

下記の理由によりあなたの運転免許試験の合格を取消します。

免許の種別		受験番号	
試験の月日	年 月 日		
試験の場所			
取消し の理由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第19号（第26条関係）

受 験 停 止 通 知 書

年 月 日

住所

殿

青森県公安委員会 印

下記の理由により一定期間あなたが自動車運転免許試験を受けることを停止します。

停 止 の 期 間	年 月 日 年 月 日 月間
停 止 の 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第20号（第27条関係）

運転免許条件解除・変更申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電話 () _____

現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会													
	免許証の番号		第 _____ 号													
	交付年月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日													
	有効期限		_____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効													
	記録等公安委員会		公安委員会													
	特定免許情報の記録等年月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日				免許情報記録の有効期間の末日									
	免許情報記録の番号		第 _____ 号													
	免許年月日	第一種	二・小・原	_____ 年 _____ 月 _____ 日												
		免許	その他	_____ 年 _____ 月 _____ 日												
		第二種免許		_____ 年 _____ 月 _____ 日												
免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の条件		型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引
解除・変更を受けようとする理由																

検査結果	
検査担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第20号の2（第27の2条関係）

認知機能検査受検申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

認知機能検査（道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査）を受けたいので申請します。

免許 証 等	免許証の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会交付													
	免許情報記録の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会記録等													
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
※ 講習 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日													

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	<p style="text-align: center;">手数料 _____ 円</p>
--------------------------------------	--

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第20号の3（第27条の2関係）

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがつび
生年月日

けんさねんがつび
検査年月日

けんさばしよ
検査場所

そうごうてん てん
総合点 点
(A 点)
(B 点)

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こんご うんてん じゆうぶんちゆうい いし ごかぞく
今後の運転について十分注意するとともに、医師や御家族に
御相談されることをお勧めします。

また、りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けつか にんちしよ はんめい うんてん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
めんきよ とりけ ていし ぎようせいしよぶん たいしよ
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしよとう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがつび
生年月日

けんさねんがつび
検査年月日

けんさばしよ
検査場所

にんちしよう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよく ほんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんでん たいせつ
運転をすることが大切です。

きおくりよく ほんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いほん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

うんでんめんきよしやうとう こうしん てつづき さい しよめん かなら じきん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

運転技能検査受検申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

運転技能検査（道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査）を受けたいので申請します。

免 許 証 等	免許証の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会交付													
	免許情報記録の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会記録等													
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
※講習月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日													

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	<p style="margin: 0;">手数料 _____ 円</p>
--------------------------------------	---------------------------------------

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第20号の6（第27条の3関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
おいて、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検し
た者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

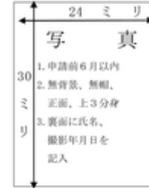
年 月 日

青森県公安委員会



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第20号の7（第27条の4関係）

うん てん けい れき しょう めい しょ こう ふ とう しん せい しょ
 運転経歴証明書交付等申請書



あお ちの けん こう あん い いん かい
 青森県公安委員会 殿

		しん せい び 日 申請日	ねん がつ じつ 年月日
フリガナ			
し せい 名 氏名	連絡先 電話番号 (自宅・携帯・職場)		
じゅう しょ 住所			
運 転 経 歴	表		裏
変 更 す る 事 項	フリガナ		記載事項変更
	し せい 名 氏名		有・無
	じゅう しょ 住所		
めん ぎょ しょう ばん ぐう 免許証番号			
めん ぎょ じょう ほう ぎ れき の ばん ぐう 免許情報記録の番号			

運転経歴は運転免許ではなく、自動車等を運転できないことを理解しました。
 氏名 _____

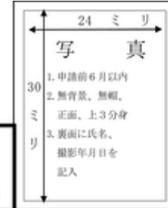
別記様式第20号の8 (第27条の4関係)

<small>うん でん げい れき しょうめい しょ き さい じ こう とう へん こう とどけ</small> 運転経歴証明書記載事項等変更届										
青森県公安委員会 殿							年 月 日 届出者氏名 連絡先電話番号		24 ミリ 写 真 30 ミリ 1.申請前6月以内 2.無背景、無帽、 正面、上3分身 3.裏面に氏名、 撮影年月日を 記入	
変更する事項	フリガナ (氏)		(名)			旧性	必要 ・ 不要			
	新 氏 名									
	新 生 年 月 日	昭和	平成	令和	年	月	日			
新 住 所										
現に受けている運転経歴証明	運転経歴証明書番号		第						号	
	フリガナ									
	氏 名									
	生 年 月 日		年			月		日		
	住 所									
	交 付 年 月 日		年			月		日		照会番号等
交 付 公 安 委 員 会		公安委員会								
運転経歴情報記録の番号										

取扱者	警察署	個人番号の記載 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> なし

別記様式第20号の9（第27条の4関係）

うん てん けい れき しやう めい しよ さい こう ふ しん せい しよ
 運転経歴証明書再交付申請書



あお しの けん とう かい い かい かい
 青森県公安委員会 殿

申請日
 年 月 日

フリガナ			連絡先 電話番号 (自宅・携帯・職場)
氏名			
住所			
再交付を申請する理由			
運転経歴	表		裏
変更する事項	フリガナ		記載事項変更
	氏名		有・無
	住所		
運転経歴証明書番号			
免許情報記録の番号			

運転経歴は運転免許ではなく、自動車等を運転できないことを理解しました。
 氏名 _____

別記様式第21号 (第28条関係)

運転経歴証明書返納届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

返納する運転経歴証明書	交付公安委員会	公安委員会													
	番号	第 _____ 号													
	交付年月日	年 月 日													
	照会番号等	-													
受けていた免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
返納の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許を受けたため。 ・ 再交付後、旧運転経歴証明書を発見、又は回復したため。 ・ その他 () 														
備考															

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第21号の2（第28条関係）

運転経歴情報抹消届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

抹消する運転経歴情報	記録等公安委員会	公安委員会													
	運転経歴情報記録の番	第													号
	記録年月日	年 月 日													
	照会番号等														
	受けていた免許の種類	大	中	準中	普	大	大自	普自	小	原	け	大	中	普	大
	型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	特	二
抹消の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・免許を受けたため。 ・その他 () 														
備考															

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第22号 削除

別記様式第23号 削除

別記様式第24号 (第31条関係)

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本(国)籍 _____

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 (_____) _____

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による取消処分者講習を受けたいので申請します。

希望する講習の車種	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 二 輪 <input type="checkbox"/> 原 付
※ <input type="checkbox"/> 取消処分者等 欠格期間満了の日 (処分期間)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年)
※ <input type="checkbox"/> 取消処分者等 欠格期間満了の日 (処分相当期間)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年)
※ 講 習 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円
--------------------------------------	-------------

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真 2 枚を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第 25 号 (第 31 条関係)

第 号

写 真

貼 付
押出し

スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実 施 機 関

印

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第26号（第32条関係）

停止処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 (_____) _____

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を受けたいので申請します。

免許の保留・停止 運転禁止の区分	<input type="checkbox"/> 保 留 <input type="checkbox"/> 停 止 <input type="checkbox"/> 運転禁止
---------------------	---

処 分 期 間	年 _____ 月 _____ 日から _____ 日間
---------	------------------------------

免 許 の 種 類																
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	

※ 講 習 月 日	年 _____ 月 _____ 日
-----------	-------------------

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円
--------------------------------------	-------------

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第27号（第33条関係）

大型車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 _____ () _____

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による大型車講習を受けたいので申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
※ 講習場所	
県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第27号の2（第33条関係）

中型車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 _____ () _____

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による中型車講習を受けたいので申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
※ 講習場所	
県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第27号の3（第33条関係）

準中型車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による準中型車講習を受けたいので
 申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
※ 講習場所	
県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第27号の4（第33条関係）

普通車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による普通車講習を受けたいので申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
---------	-------

※ 講習場所	
--------	--

県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 別記様式第28号（第34条関係）

大型二輪車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第5号の規定による大型二輪車講習を受けたいので申請します。

※ 講習年月日 _____ 年 月 日

※ 講習場所 _____

手数料 _____ 円

県
収
入
証
紙
貼
付
欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第28号の2（第34条関係）

普通二輪車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 _____ () _____

道路交通法第108条の2第1項第5号の規定による普通二輪車講習を受けたいので申請します。

※ 講習年月日 _____ 年 月 日

※ 講習場所 _____

手数料 _____ 円

県
収
入
証
紙
貼
付
欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第29号（第35条関係）

原付講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第6号の規定による原付講習を受けたいので申請
 します。

※ 講習年月日	年 月 日
---------	-------

※ 講習場所	
--------	--

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第30号（第36条関係）

旅客車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による 旅客車講習を受けた
 いので申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
---------	-------

※ 講習場所	
--------	--

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第31号（第37条関係）

応急救護処置講習（一）受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第8号の規定による応急救護処置講習（一）を受けたいので申請します。

※ 講習年月日 _____ 年 月 日

※ 講習場所 _____

手数料 _____ 円

県収入証紙貼付欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第31号の2（第37条関係）

応急救護処置講習（二）受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者 本籍・国籍等 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日生
 電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第8号の規定による応急救護処置講習（二）を受けたいので申請します。

※ 講習年月日 _____ 年 月 日

※ 講習場所 _____

手数料 _____ 円

県
収
入
証
紙
貼
付
欄

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第31号の3（第37条の2関係）

※ 受付月日	月 日	通知番号	
<p>指定自動車教習所職員講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">生年月日 _____</p> <p style="text-align: right;">受講予定者 I D _____</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第9号の規定による指定自動車教習所職員講習を受けたいので申請します。</p>			
区分	<input type="checkbox"/> 教習指導員 <input type="checkbox"/> 技能検定員 <input type="checkbox"/> 副管理者		
県収入証紙貼付欄	<p>手数料 _____ 円</p>		

注 1 ※ 印欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
別記様式第31号の4（第37条の2関係）

< 表 >

10.0cm	
第 号	講 習 記 録 証 明 書
写 真 (24×20mm)	教習所名 氏 名
	年 月 日交付 青森県公安委員会 印

7.0cm

< 裏 >

資格種別 (選任年月日)	講習区分	受講年月日	受講証明印
教習指導員 (. .)			
技能検定員 (. .)			
副管理者 (. .)			

別記様式第32号 (第38条関係)

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____
 申請者 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
 電 話 (_____) _____

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号の規定による初心運転者講習を受けたいので申請します。

免許の種類	
-------	--

免許証等	免許証の番号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日	公安委員会交付
	免許情報記録の番号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日	公安委員会記録等

県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円
----------	-------------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4縦長とする。
 別記様式第33号（第38条関係）

第 号

初心運転者講習終了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

免許の種類	
-------	--

あなたは、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に基づく
初心運転者講習を終了したことを証します。

年 月 日

実 施 機 関

印

注 1 実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第34号（第39条、第40条関係）

特定失効者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏 名 _____

道路交通法第108条の2第1項第11号
(免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方)

道路交通法第108条の2第1項第12号
(免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方)

の規定による特定失効者講習を受けたいので申請します。

受講場所	
※受講種別	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 違反 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 高齢者
県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 別記様式第34号の2（第39条、第40条関係）

特定取消処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏 名 _____

道路交通法第108条の2第1項第11号
 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方)

道路交通法第108条の2第1項第12号
 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方)

の規定による特定取消処分者講習を受けたいので申請します。

受 講 場 所	
※ 受 講 種 別	<input type="checkbox"/> 優 良 <input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 違 反 <input type="checkbox"/> 初 回 <input type="checkbox"/> 高 齢 者
県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 別記様式第35号（第40条関係）

高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ()

道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習を受けたいので申請します。

免 許 証 等	免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付													
	免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等													
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
運転技能検査対象の別		<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外													
※ 講 習 月 日		年 月 日													

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円
--------------------------------------	-------------

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第36号（第41条関係）

違反者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

道路交通法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習を受けたいので申請します。

免許証等	免許証の番号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日										
	免許情報記録の番号	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日	公安委員会交付									
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け	型 型 中 通 大 自 自 特 付 引 二 二 二 特 二 引 二										

希望する講習	区分	<input type="checkbox"/> 社会参加活動を含む講習 <input type="checkbox"/> 社会参加活動を含まない講習												
	車種	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 二 輪 <input type="checkbox"/> 原 付												

※講習月日	年 _____ 月 _____ 日
-------	-------------------

県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円
----------	-------------

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第36号の2（第41条の2関係）

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

電 話 () _____

道路交通法第108条の2第1項第14号の規定による若年運転者講習を受けたいので申請します。

免許の種類	
-------	--

免許証等	免許証の番号	第 _____ 号	年	月	日	公安委員会交付
	免許情報記録の番号	第 _____ 号	年	月	日	公安委員会記録等

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	<p>手数料 _____ 円</p>
--------------------------------------	--------------------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第36号の3（第41条の2関係）

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実施機関

印

注 1 実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第36号の4（第41条の3第2項関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを
証明する。

年 月 日

青森県公安委員会

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第36号の5（第41条の4第2項関係）

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

青森県公安委員会

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第37号（第42条関係）

特定任意講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ()

道路交通法第108条の2第2項の規定による特定任意講習を受けたいので申請します。

手数料 _____ 円

県
収
入
証
紙
貼
付
欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第37号の2（第42条の2関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

道路交通法第108条の2第2項の規定による特定任意高齢者講習を受けたいので申請します。

免 許 証 等	免許証の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会交付													
	免許情報記録の番号	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 公安委員会記録等													
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
運転技能検査対象の別		<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外													
※ 講 習 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日													

県 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円
--------------------------------------	-------------

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4縦長とする。

別記様式第38号（第42条の3関係）

指定講習機関指定申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
申請者
ふりがな
氏名

指定講習機関の指定を受けようとする者の名称、所在地及び代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	
講習を開始しようとする年月日	
備 考	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第39号（第42条の3関係）

公 示 事 項 等 変 更 届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
届出者 氏名
電話 ()

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

- 1 特定講習の業務を行っている事務所の名称
- 2 特定講習の業務を行っている事務所の所在地
- 3 変更する事項（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日

注 1 届出者が法人であるときは、届出者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第40号（第42条の3関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称、所在地及び代表者の氏名	
-----------------------------------	--

注 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第41号（第42条の3関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称、所在地及び代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第42号（第42条の3関係）

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
申請者
ふりがな
氏名

指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の 一部 休止
全部 の 廃止 の
許可を申請します。

上記許可を受けようとする者の名称、所在地及び代表者の氏名						
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別						
同	年	月	日	年	月	日から
				年	月	日まで
上記申請の理由						

注 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第43号（第43条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 更 新 申 請 書

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録
 道路交通法第51条の8
 第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
 の申請をします。

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)
 (名 称)
 (代 表 者 の 氏 名)

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の 所 在 地	電話 () —
法人の種類	1 株式会社 2 財団法人 3 社団法人 4 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第7条第5 号に掲げる事項(外国人にあって は、同法第30条の45に規定する国籍 等)が記載されたものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)		
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料		

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄	<table border="1"><tr><td data-bbox="236 1249 555 1451"></td><td data-bbox="555 1249 914 1451"></td><td data-bbox="914 1249 1222 1451"></td></tr><tr><td data-bbox="236 1451 555 1653"></td><td data-bbox="555 1451 914 1653"></td><td data-bbox="914 1451 1222 1653"></td></tr></table>						

別記様式第44号（第44条関係）

第 号

登録（更新）通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新 を行い、下記のとおり登
録簿に登載したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

（注： 登録の更新は、有効期限の 月前から 日前までの間に申請してください。）

年 月 日

青森県公安委員会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第45号（第44条関係）

登録（更新）申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新
の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知しま
す。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

青森県公安委員会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
青森県警察本部交通部交通指導課
電話017-723-4211

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第46号（第45条関係）

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を
取り消したので通知する。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

青森県公安委員会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
青森県警察本部交通部交通指導課
電話017-723-4211

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第47号（第46条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒	—	都道府県
		電 話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生
	勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 ()	—	
受 講 希 望 年 月 日				
				写 真 (縦 3.0 cm × 横 2.4 cm)

実 施	※ 受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄			

別記様式第48号（第47条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定年月日	年 月 日
※認定書番号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本 籍	〒 _____ 都道府県	
	住 所	電話 () _____ (自宅・携帯)	
	(ふりがな)		
	氏 名	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)	
	生年月日		
勤務先その他 の連絡先	電話 () _____		

実施	※認定審査日	_____年 _____月 _____日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
 - 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄			

別記様式第49号 (第48条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申	本 籍	
	住 所	〒 — 都道府県 電 話 () — (自宅・携帯)
請	(ふりがな)	
	氏 名	
者	生 年 月 日	年 月 日生
	勤 務 先	電 話 () —
証	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
明		
書	再 交 付 を 申 請 す る 事 由	

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第50号（第49条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本籍	〒 — 都道府県		
	住所	電話 () — (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性別	男・女
	氏名			写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電話 () —			
証明書	番号			
	交付年月日	年 月 日		

- | | |
|-------|--|
| ※添付書類 | <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 |
| | <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）。 |
| | <input type="checkbox"/> 診断書 |
| | <input type="checkbox"/> 誓約書 |
| | <input type="checkbox"/> 写真2枚（うち1枚貼付） |

- 記載事項 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

収入証紙貼り付け欄			

別記様式第51号（第49条関係）

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第号）の返納を命ずる。

理 由

- 1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

青森県公安委員会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
青森県警察本部交通部交通指導課
電話017-723-4211

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第52号（第50条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県 電 話 () ー (自宅・携帯)	
	(ふりがな)	-----	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
勤務先その他の連絡先	電 話 () ー		
資格者証番号	資格者証番号		
	交付年月日	年 月 日	
書換え交付を申請する事由			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄			

別記様式第53号（第50条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県 電 話 () ー (自宅・携帯)	
者	(ふりがな)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	勤務先その他の連絡先	電 話 () ー	
資 格 者 証 番 号	資格者証号		
	交付年月日	年 月 日	
再 交 付 を 申 請 す る 事 由			

写 真
(縦3.0cm
×横2.4cm)

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄	<table border="1"><tr><td data-bbox="231 1209 587 1451"></td><td data-bbox="587 1209 909 1451"></td><td data-bbox="909 1209 1236 1451"></td></tr><tr><td data-bbox="231 1451 587 1693"></td><td data-bbox="587 1451 909 1693"></td><td data-bbox="909 1451 1236 1693"></td></tr></table>						

別記様式第54号 (第52条関係)

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

申請者 氏名

電話 ()

運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称 及び所在地	
運転免許取得者等教育 の課程の区分及び名称	
備 考	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第55号（第52条関係）

公 示 事 項 等 変 更 届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

届出者 氏名

電話 ()

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条 第1項 第3項の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

- 1 運転免許取得者等教育に使用している施設の名称
- 2 運転免許取得者等教育に使用している施設の所在地
- 3 変更する事項（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日

注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第56号（第52条の2関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

申請者 氏名

電話 ()

運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称 及び所在地	
運転免許取得者等検査 の方法の区分及び名称	
備 考	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第57号（第52条の2関係）

公 示 事 項 等 変 更 届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

届出者 氏名

電話 ()

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項の規定による公示事項等
の変更の届出をします。

記

- 1 運転免許取得者等検査に使用している施設の名称
- 2 運転免許取得者等検査に使用している施設の所在地
- 3 変更する事項（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日

- 注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。